

コンサルティング業務委託契約書

_____ (以下「会員」という。)と株式会社リロ・クック (以下「当社」という。)は、会員が当社に委託するコンサルティング業務につき、次のとおり契約 (以下「本契約」という。)を締結する。本契約締結の証として、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

第1条 目的・業務委託の内容等

会員は、会員の運営する店舗における人材の募集に関わるコンサルタント業務のほか、人材の教育や定着・ステップアップに関するコンサルティング業務 (以下「本業務」という。)を当社に委託し、当社はこれを受託する。

第2条 会員の権利

- 1 会員は、当社のホームページ内に設置された専用ページ内の求職者情報を閲覧し、求職者に対して直接勧誘行為を行うことができる。
- 2 会員は、当社に対し、求職者が履歴書・経歴書等で申告した情報に誤りがないか調査を依頼することができ、また面接に同席することを求め、採用に関する意見を聴取することができる。

第3条 基本料金

会員は、当社に対し、本業務の基本料金として、下記費用を支払う。

■ 年会費 50,000円 (税込み)

支払期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

第4条 個別料金

- 1 会員が、当社に対して人材の指導 (コーチング) を依頼した場合には、1人あたり次の費用を支払う。この指導期間は原則として3か月間とし、期間を延長する場合の追加費用については別途協議する。
 - ① 指導開始時 開始月の月額額面給与の60%
 - ② 期間 (3か月) 満了時 開始月の月額額面給与の50%
- 2 前項の費用の支払い期限は各事実の発生時から30日以内とする。

第5条 契約期間

- 1 本契約は、契約日から委託期間の計算を行う。
- 2 本契約は、契約期間満了の1か月前までに相手方に対して継続を拒絶する旨の意思表示を行わない限り、満了日からさらに1年間自動的に更新され、以後同様とする。
- 3 本契約の更新後、会員は30日以内に当社に対して第3条に定める基本料金を支払う。

第6条 応募者の情報の内容

求職者が登録した情報は、当該求職者の責任において作成したもので、当社はその真偽について責任を負わない。

第7条 契約の解除

会員または当社は、次の各号の一に該当した場合、何らの通知や催告を要することなく、直ちに本契約を解除でき、これによって被った損害の賠償を請求することができる。

- (1) 法令・本契約に違反したとき
- (2) 第三者から差押、仮差押、仮処分などの強制執行もしくは競売申し立てを受けたとき
- (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始または会社更生手続開始の申し立てをし、またはこれらの申し立てがなされたとき
- (5) 解散、合併または営業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき

第8条 反社会的勢力の排除

会員および当社は、自らまたはその代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める者のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。

第9条 合意管轄

会員および当社は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第10条 協議事項

本契約に定めのない事項については、お互いが誠意をもって協議し、決定するものとする。

年 月 日

会員

当社 港区元赤坂一丁目1番7号 オリエント赤坂モートサイドビル808
株式会社リロ・クック
代表取締役 塩谷 茂樹

銀行名：三井住友銀行 赤坂支店 普通預金口座
口座番号：9660291
株式会社リロ・クック